

性の多様性の認められる社会に向けて

——人権と社会意識の狭間で

河口 和也

I はじめに

19世紀後半、西ヨーロッパではセクシュアリティにかかわる事象、とくに男性同士の性行為が問題とされ、論争的とされた。いわゆる「ソドミー」と呼ばれていたその行為は、法律により犯罪化されたのである。ドイツ刑典の175条は、男性同士の性行為を処罰に値するものとして規定した。1871年のこの処罰規定は、1969年に対象範囲は縮小されたものの存続し続け、1973年に罰則緩和が行われたものの、その撤廃はドイツが統一されることになる1994年を待たねばならなかった。

この法律における処罰化に対して、19世紀終わりに活躍した性科学者たちは、反対し、なかには運動や団体を組織した研究者や活動家もいたのである。こうした研究者や活動家は、その多くが同性同士の性行為に対する処罰化を止めさせる方法として、「同性愛」を病理化の方向へと進めたのである。もちろん、これは刑法により処罰を受ける同性愛者を「救済」するねらいをもっていたのであるが、後の時代には、「病気」として処遇されることで同性愛者たちは苦悩することとなった。

翻って、日本社会においては、同性同士の性行為に対しては、1873年に「鶏姦律条例」が発令されたことにより、一時的に同性同士の性行為が処罰対象になったが、1880年に新たな刑法の発布によりこの処罰規定はなくなった。したがって、日本では、この間の7年半を除いて同性同士の性行為が処罰されることはなかったのである。

西洋社会に存在していたソドミー法などの処罰規定がなかったことや、歴史や文化のなかで「男色」という性文化が存在していたことをもって、日本社会は「同性愛に対して寛容である」という語られ方をすることもある。それでは、その後の日本社会において、同性愛や性的マイノリティに対する差別や抑圧、あるいは偏見がなかったかといえば、まったくそうではない。日本では、性的マイノリティに対して、海外におけるのと同じように「普通で

はない」「異常」「病理」というレッテルが貼られてきた。しかし、そのような状況でも、1990年代以降、性的マイノリティをめぐる状況は変化を見せ始め、2000年代以降は、日本でもジェンダーやセクシュアリティの問題は「人権問題」とあるという考え方が徐々に広まってきたこともたしかである。

そこで本稿では、1990年代以降にセクシュアリティをめぐる問題が可視化しはじめ、そうした過程をとおして、徐々にジェンダーやセクシュアリティという性が多様化していくなかで、何が変化し、何が変わっていないのかを跡づけてみることを目的としたい。

Ⅱ 性的マイノリティをめぐる人権の進展——府中青年の家同性愛者差別事件をめぐる

1990年に東京都府中青年の家という公共施設で同性愛に対する差別事件が起きた。1991年にその差別事件をめぐる裁判が提起され、7年にわたり争われた。これは日本で最初の同性愛（者）差別をめぐる裁判であった。ここでは、日本で行われた同性愛者に対する差別事件の内容と、それをめぐって争われた裁判過程を取り上げ、同性愛が法廷という場でいかに言説化されていったかについて考えてみたい。

この事件は、1990年2月11日から12日にかけて「動くゲイとレズビアンのかい」（当時は「アカー」という通称を使用していた）という同性愛者団体が東京都立府中青年の家での宿泊合宿を行ったときに起きた。この団体は、日本でも同性愛者の間でHIV／エイズの問題が徐々に広がっていた時期である1986年に、エイズ問題をきっかけに、さらに同性愛者の人権問題に取り組むという目的で設立された。この合宿の目的は、人権問題に関する勉強会および会員の交流に向けたレクリエーションであり、入浴・宿泊をともなったものであった。青年の家では、他の団体も利用していた。同日に宿泊利用していたのは、大学の合唱サークル、小学生のサッカークラブとその指導員のグループ、そしてキリスト教系の青年団体であった。

青年の家では、共通に行われていたことかもしれないが、この施設では、リーダー会という、利用団体のリーダーが集まり入浴の時間割などを決定したり、簡単な団体紹介をするための短い時間が設けられていた。この施設利用以前には、アカーは自分たちが同性愛者の団体であることをカミングアウトすることなく活動していた。民間施設の場合には同性愛者団体であると告げることにより利用を断られる場合もあることを懸念していたが、青年の家

は公共施設であることから、このときには事前に団体内では同性愛者の団体であることをリーダー会で告げる選択を行っていた。そして、リーダー会では「私たちは同性愛者の団体で、同性愛者の人権のための活動をしています」というふうに他のリーダーらに語った。

アカーのメンバーに対する嫌がらせや差別的な言動が行われたのは、リーダー会が終了してからのことだった。サッカークラブの子どもたちに浴室の中をのぞき込まれる、勉強会をしていると会議室のドアが叩かれる、高校生のメンバー2人がキリスト教系団体の人から「こいつらホモだぜ」という言葉を投げかけられる、翌朝の朝食時に食堂では再び子どもたちから「またオカマがいた」と言われるなどのことが起きたのである。

こうした事態を重くみたアカーのメンバーらは、青年の家の所長に対して差別事例が発生したことを報告し、対応を要請した。そこで、臨時のリーダー会が招集されることとなった。アカーとしては、「嫌がらせをされた側の気持ちを伝えたい」という希望があったのだ。大学の合唱サークルからは謝罪の言葉があったものの、サッカーチームの指導者からは何も言葉はなく、またキリスト教系団体からは、「女と寝るように男と寝る者は忌むべきことをしたので必ず殺されなければならない」であるとか、そのような人たちは「かわいそうな人たち」であるとの言葉が返ってきた。嫌がらせをされた側の気持ちを伝えるどころか、むしろ、再び差別的な状況が繰り返されたのである。

差別事象を認識してもらい今後そうした差別が起きないようにするためのリーダー会でむしろ差別的な状況が再現されてしまったために、約1か月後に、アカーは青年の家に対して次回の利用時に嫌がらせや差別等が怒らないようにしてもらうために話し合いの場を設けるように要請した。青年の家所長との話し合いの場がもたれはしたが、その場で所長は、「次回の利用はお断りしたい」というふうに回答した。その理由としては、次のとおりである。

- ①アカーの「主張や行動は、今日の都民のコンセンサスを得られていない」、
- ②青年の家という教育機関の長として、アカーの主張や内在する行為を支援するわけにはいかない、
- ③他の青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与えるため、次回の利用は断りたい、というものであった。

利用を拒否されたアカー側としては、この問題が自団体のみにかかわる問題ではないことを認識した。公共施設において「同性愛であること」を理由に、その利用を拒絶されるということであれば、この拒絶事例は慣例となってしまう、差別的な状況は変わっていかない。そこで、青年の家による利用拒否に関して、主管官庁である東京都教育委員会に利用拒否の決定を考え直してもらおうよう申し入れを行った。青年の家所長との話し合いから約1か月

後に教育委員会が開催され、この問題についても取り上げられた。そこでの決定は、「利用拒絶」であった。その際の教育長のコメントは、次のようなものであった。①青年の家は、青少年の健全育成のための施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。この点から、男女が同室で宿泊することを認めていない。②このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから、異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない。つまり、ここでは、同性愛は異性愛主義的な枠組みのなかで解釈されることにより、同性愛者であってもそれは男女の関係と同じであり、同性愛者複数人が同室をすることは男女の同室宿泊と同じであると言われているのである。

先述のように、この問題は、一同性愛団体の問題ではなく、すべての同性愛者が直面する問題となる。もちろん民間施設における利用拒否を軽視することはできないが、公的施設がこうした決定をしたことの意味や影響は非常に大きいものであるとアカー側は考えていた。結果として、事件から1年が経った1991年2月12日に、同性愛者団体に対する東京都の利用不承認処分は不当であり、集会の自由および学習権を侵害するものであるとして、東京都を相手取り、損害賠償を請求する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

東京都側の反論は、基本的には、公共の施設では異性愛者においては男女が同室できないというルールがあるために、男女とアナロジーでとらえられる同性愛者についても、同室での宿泊と入浴を伴う利用は許されないというものであった。都側は、さらに、これは同性愛について問題にしているものではないとも述べた。東京都側の反論をまとめると、先の青年の家の所長との交渉の際にも発せられた「同性愛者に内在する行為」という言葉でどういう内容が想定されているかがわかる。つまり、同性愛者が同室宿泊すると、①性行為の可能性、②性行為を想像することにより悪影響がある、③同室宿泊を知って嫌がらせをする可能性がある、などのことが想定されていたのである。

このような東京都側の反論のなかでは、いかに同性愛がまず男女という異性愛関係のアナロジーとしてしかとらえられず、さらに、同性愛それ自体が性行為、つまり性的な事柄と直結させられているかがわかるだろう。

このような東京都側の反論に対して、反論するためにアカー側はさまざまな取り組みを行った。ひとつは、辞書・事典における記述の訂正である。当時、かなり一般的であった用語事典である「イミダス」や日本語の「権威ある」辞書の「広辞苑」等では、同性愛に対する記述が差別的であったため、出版

社に対して働きかけることにより、これらの記述の訂正を行っていった。また、文部省の生徒指導資料では、当時、同性愛は「非行」として扱われていたので、そうした記述の改正も申し入れたのである。また、東京都が主張していた青少年の教育施設である青年の家でのいわゆる「男女別室ルール」に関しては、全国の青年の家に対して調査を行ってみると、必ずしもすべての青年の家で男女同室宿泊が禁じられているわけでもないことがわかった。男女同室で宿泊を認める施設もいくつか存在することを「発見」し、「男女別室ルール」が必ずしも普遍的なものではないことを主張した。さらに、裁判の証人として、当時サンフランシスコ市教育委員会の委員であるトム・アミアノ氏を招き、かれは「生徒の教育を受ける権利を保障する取り組み」や「規則を作り、破ったときに利用を制限している」ことを法廷で証言した。つまり、教育施設、少なくとも公共の教育施設では、マイノリティが教育を受ける権利が阻害されてはならないし、またマジョリティを基準に考えることで、マイノリティの権限を規制するというある種の権力の濫用については慎重になる必要があるということである。

東京地裁で争われた第一審の判決は、94年3月に出された。結果は、アカー側の勝訴であった。その判決内容については以下のようにまとめることができる。「同性愛は、人間が有する性的指向のひとつであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである」という内容は、「性的指向」の定義にかかわるものであり、日本の裁判においてはじめて性的指向に言及されることになった。ここでは、同性愛は異性愛と同等の性的指向のひとつであることが意味されているのである。さらに「従来同性愛者は社会の偏見の中で孤立を強いられ、自分の性的指向について悩んだり、苦しんだりしてきた。」という判決文の言葉は、同性愛者に対する偏見や差別は、社会の側に問題があり、そうしたこと自体が同性愛者の孤立を生み出すのだと言っている。判決文のなかでは、「男女別室ルール」についても言及されていた。「同性愛者団体メンバーが性行為のなされる具体的な可能性の有無を判断することなく、安易に『同性愛者』と『異性愛者』を同列に取り扱っている」ことについて触れており、男女別室ルールというものを理由に利用を拒絶する単純な考え方自体が、違法性があるとまで言われていたのである。そして、「(同性愛者に対する)嫌がらせは青少年の利用を拒否する理由にはなっても同性愛者を拒否する理由にはならない」として、同性愛者に対する差別およびその構造自体を問題とする視点が判決文には含まれている。ここで、同性愛者に対する社会的偏見や蔑視自体が問題であるということが裁判のなかでも明らかにされたといえるのではないか。

同性愛者団体側の勝訴に対して、その判決を不服として東京都は控訴した。この裁判は、第二審として東京高等裁判所を舞台に争われることとなった。第一審では、同性愛自体を問題にしているわけではないとしていた東京都側は、第二審では、同性愛有害論を主張するようになった。都側の主張としては、「同性愛という性的指向を、性的自己決定能力を十分に持たない小学生や青少年に知らせることは、性意識を混乱させることになる」として、同性愛を青少年にとって混乱させるほどの悪影響をもたらすものと認識していたのである。また、「同性愛は、性の問題を男女両性のあいだのものとする原則的な立場からは理解に困難を伴うものである」として、同性愛が「理解不可能性」を有するものとして梓づけていた。このような主張に対して、同性愛団体側は、次のような反論の戦略をとった。ひとつは、証人として性教育に長年にわたり携わってきた専門家の山本直英氏を招聘し、かれは中高生の性教育の副読本ですでに同性愛について取り上げていることを証言した。つまり、教育課程においても、すでに同性愛については教えられているという事実により、同性愛が必ずしも青少年を混乱させるものではないことを主張したのである。また、アカーは、同性愛を取り上げている、小学校教諭による意見書を提出した。その意見書には、「小学生であっても一定の配慮をすれば同性愛について理解することは困難ではない」と書かれていた。

この第二審では、1997年9月に判決が言い渡された。その際の判決では、「青少年に対しても、ある程度の説明をすれば、同性愛について理解することが困難とは言えない」と記述されており、同性愛が青少年に対して有害なものであったり、理解を超えるものではないことが言及された。さらに、この差別事件がまず公共施設で起こったこと、さらにそれに対する利用拒否の決定が東京都教育委員会という行政の場でなされたことを受けて、行政の役割にも言及していた。「都教育委員会を含む行政当局としては、少数者である同性愛者を視野に入れた、きめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているのであって、無関心であったり、知識がないということは許されない。このことは現在はもちろん、平成二年も同様である」と記述され、行政においては、少数者に配慮したり、その権利を擁護することは職務上の責務であり、無関心や無知であることはゆるされないという、かなり突っ込んだ形での判決を東京都側に言い渡している。この第二審の判決をもって、東京都側が上告をしなかったことで、約7年にもおよぶ裁判は同性愛団体の勝訴により終結を迎えたのである。

Ⅲ 性の多様性——可視化するジェンダーとセクシュアリティ

1 同性愛の可視化から「LGBT」へ

先述のアカーによる同性愛差別事件裁判は、それ以前に同性愛者の姿が見えない社会状況のもとでは起きる可能性はほとんどなかったといえる。なぜなら、そうした状況下で、同性愛というセクシュアリティの存在は意識されることもなく、また同性愛者が周囲にいるということ自体を知ることもしなかったからだ。

1990年代初頭に、書籍という形では、伏見憲明が『プライベート・ゲイ・ライフ』で、掛札悠子が『「レズビアン」である、ということ』で、それぞれゲイ／レズビアンとしてカミングアウトし、同性愛者のセクシュアリティや社会的に置かれる状況、また差別や偏見について語った。さらに、1991年2月には、『クレア』というメインストリームの雑誌で、「ゲイ・ルネッサンス」という特集が組まれたり、別冊宝島というムック形式の本では、『ゲイの宝物』(1992年)、『ゲイのおもちゃ箱』(1993年)、『ゲイの学園天国』(1994年)のいわゆる『別冊宝島』の「ゲイ三部作」といわれるものも出版された。これらのメディアは、これまでアンダーグラウンドな状況でしか流通していなかった同性愛に関する情報が、一気に社会において日の目を見るきっかけとなったのである。

とはいえ、このころのセクシュアリティに関する情報は、レズビアンやゲイに限定されていた。1990年代後半に入ると、いわゆる「性同一性障害」という考え方が導入され、身体的性別に違和を感じる人たち、広義でのトランスジェンダーの人々に関する社会的関心が共有されるようになった。このことに関しては、「性同一性障害」の治療を実践する医療がけん引役になったことはその影響力の点において大きかった。世界的には、1980年に『精神疾患と統計マニュアル DSM』第3版において、「性同一性障害 Gender Identity Disorder」という疾病カテゴリーが含まれるようになった。(このときに、「同性愛」はDSMの疾病カテゴリーから削除された。)日本においては、1980年時点では、トランスジェンダー問題にはあまり注目が向けられることがなく、そうした関心の高まりは1990年代後半まで持ち越されることになる。その理由としては、過去の1964年に十分な診断を行うことなく産婦人科医が「性転換手術」(現在では「性別適合手術」と呼ぶ)を行ったことで優生保護法違反により逮捕され、1969年に有罪判決を受けた事件が影響していると考えられている。この事件は、医師が当時「ブルーボーイ」

と呼ばれていた「男娼」に対して手術を行ったことに起因したことから「ブルーボーイ事件」と呼ばれている。

医学以外の領域では、トランスジェンダーの人たちは、可視化はされていない部分で、自分たちの文化を醸成し、コミュニティを作っていた。1980年代になると、テレビなどのメディアをとおして、「ニューハーフ」という言葉でトランスジェンダーが表されるようになる。「ニューハーフ」は主にクラブなどで接客に従事する人を指していたが、「趣味」で女装をする人たちも存在し、アマチュア女装者もビジネスではない「クラブ」を運営するようになった。1990年代に入ると、テレビを中心に「ニューハーフ」ブームのような現象が出現した。このころになると「ニューハーフ」はさらに「Mr. レディ」と呼ばれるようになり、1992年には上岡龍太郎司会による「Mr. レディ 50人が大集合」という番組を放送したことをきっかけに、以後「Mr. レディ」や「ニューハーフ」が出演するテレビ番組も増えていった。

医学的な領域において、「性同一性障害」に注目されるようになったのは、1995年5月に埼玉医科大学の原科孝雄教授が二人の性同一性障害患者に対して性別適合手術を行うために、同大学の倫理委員会に認可を申請したことがきっかけである。同大学の倫理委員会は、この性別適合手術を承認し、1998年には、日本ではじめての性別適合手術が行われた。このときの手術は、女性から男性への性別移行のための手術であった。

日本社会に生きる性的マイノリティにとっては、90年代後半に「性同一性障害」のカテゴリーが浸透したのは、大きな意味をもっていた。1970年代にモロッコで性別適合手術を受けて日本に帰国したダンサー兼タレントのカルーセル麻紀の存在はあったものの、海外での手術は障壁も高く、またトランスジェンダーという自認をもつことでもできずにゲイやレズビアンという性的指向で自らをとらえていた人たちもいた。しかし、日本で性別適合手術が可能となったこと、そして「性同一性障害」という自らの状態を理解しやすいカテゴリーが広く知られるようになったことから、それまで同性愛者として自認していた人たちのなかでも、「性同一性障害者」としてアイデンティティを変更する人たちも一定程度存在した。

このように日本でもホルモン療法や性別適合手術などの医療的手段が承認され、利用可能となるに伴い、性別にかかわる社会的な制度のひとつである戸籍の性別変更に関する当事者運動による取り組みが行われるようになる。2003年7月には、「性同一性障害者の特別取扱い特例法」が成立し、2004年7月から施行されている。この法律では、戸籍の性別変更の要件として6つの要件を規定している。6つの要件とは、①二人以上の医師により、性同

一性障害と診断されていること、②20歳以上であること、③現に婚姻していないこと、④現に未成年の子がいないこと、⑤生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑥他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること、である。なお、④の要件については、2008年の改正以後にこのような規定となったが、それ以前には、「現に子がないこと」となっており、子どもをもつ性同一性障害者は、戸籍の性別変更はできないことになっていた。

同性愛や性同一性障害あるいはトランスジェンダーは、ある意味で性別二元論という枠組みのなかでとらえることのできる考え方であり、性のあり方である。しかし、近年、「性の多様性」という枠組みのなかで、性別二元論ではとらえきれない性別概念が注目されるようになってきている。その一つが、「Xジェンダー」と呼ばれるカテゴリーである。このカテゴリーは、2016年に一般書の形で、『Xジェンダーって何?』という本が出版されることで、広く知られることになった。[Label X:2016] ジェンダーやセクシュアリティに関するカテゴリーの多くが、外来語の翻訳であったり、「輸入された」ものであるなかで、この「Xジェンダー」というカテゴリー名は、日本で作られたとされている。ただし、2012年のDaleによる日本のXジェンダーに関する導入についての論文では、その始まりは、正確な起源とすることはできずとしながらも、関西のクィア団体における機関紙において1994年に言葉として使われていたことが確認されている。したがって、人口に膾炙することはなかったものの、90年代半ばには、性別二元論に対する疑問が呈され、それに従う形で「新しい」性自認の考え方を始める人たちも出てきたということである¹⁾。

Xジェンダーとは、「性自認を表す言葉の一種で、出生時に割り当てられた男性もしくは女性の性別のいずれかに二分された性の自覚を持たず、自己の性別に関し、男女どちらでもない、あるいは男女どちらでもある、さらにはそれすらもどちらでもないといった認識を自己の性に対してもっている人々のことを指す日本独自の呼称」である。[Label X,2016:3] また、このXジェンダーは、大きく5つのカテゴリーに分類されている。その5つとは、「中性 gender neutral」「両性 bi-gender」「無性 a-gender」「不定性 gender fluid」「その他」となっている。「中性」とは、自分は男と女の間だと認識している人の、ジェンダー・アイデンティティのことを、「両性」とは、自分は男でも女でもあると認識している人の、ジェンダー・アイデンティティのことを、「無性」とは、自分は男でも女でもなく、性自認が揺れ動いたりもしない、自分の当てはまる性別はないと認識している人の、ジェンダー・

アイデンティティのことを、「不定性」とは、自分は男でも女でもなく、ある二つの性別の間を行ったり来たりしている人の、ジェンダー・アイデンティティのことを指し、「その他」は、非常に複雑で、「三つ以上の性自認をもつもの」や「性自認自体が存在しないもの」など先に挙げた4つのカテゴリーにいずれも当てはまらないものを示している。[Label X, 2016:31-47]

X ジェンダーというカテゴリーが一般的に広まってくると、トランスジェンダーにおける移行する先の性別は、必ずしも男か女かという二者択一である必要はない。男性から X ジェンダー、女性から X ジェンダーに性別移行する人も出てくるようになる。女性から男性に性別移行する人を FtM トランスジェンダー、男性から女性に性別移行する人を MtF トランスジェンダーというが、それにならえば、男性から X ジェンダーに、あるいは女性から X ジェンダーに移行する人たちは、それぞれ MtX と FtX のトランスジェンダーという。さらには、X ジェンダーというカテゴリーの広がり、性的指向の多様化も促すものとなる。X ジェンダーにとっては性別二元論という枠組みで性自認をとらえていない。それはすなわち男/女という枠組みで性別を理解しないことを意味する。となれば、同性愛/異性愛/両性愛という性的指向は男女という枠組みによる考え方であるので、X ジェンダーの側から見た性的指向、あるいは逆に X ジェンダーを対象とする性的指向は、これまでの同性愛/異性愛/両性愛ということにはならず、それに代わって、「パンセクシュアル」という性的指向が生み出された。「全性愛」と訳されたりもするが、男女関係なく、すべての人に性的指向を向ける人という意味になる。

X ジェンダーは性自認にかかわる新しいカテゴリーであるが、性的指向にかかわる「新しい」カテゴリーも存在する。そのうちのひとつが、「アセクシュアル asexual」である。それは、「新しい」カテゴリーといっても、専門的にはすでに知られてはいたが、専門的領域以外の一般社会においては、ほとんど知られていなかった概念である。『見えない性的指向 アセクシュアルのすべて』の著者である Decker による定義では、アセクシュアルとは、「性的指向の一つで、現在人口の1%に当てはまるといわれています。通常は、他者に性的に惹かれたいことを指しますが、『性的行為や性的魅力をそれほど重視しないこと』と定義する場合もあります」とされている。[Decker 2015=2019:18] 一般的には、人は思春期になると恋人がほしいとか、誰かと交際したい、あるいは性行為をしたいという意識や欲望が生じるとされているが、人びとのなかには、そうした恋人をもちたいとか性行為をしたいという欲望をもたないという人も存在する。言ってみれば、恋愛や結婚に重き

を置く社会における恋愛・結婚至上主義などのようなある種のロマンティック・ラブ・イデオロギーの枠組みには入らない人たちである。これも性愛規範のひとつと考えれば、そうした規範に「従わない」ということで少数派とされることから性的マイノリティとして位置づけることができるのだ。

性の多様化は、日本のみの現象ではなく、全世界的に生起しているものであるが、先に述べたように、日本でも、性が多様化するという現象は、1990年代以降、急速に進んでいるといえる。こうした性にかかわるカテゴリーの数が増えると意味の多様化の現象に随伴する形で、かつては犯罪化されていたり、病理化されていたジェンダーやセクシュアリティは、そうした「犯罪的」および「病的」な意味合いを消去していく方向に向かっていることもたしかだ。精神医学の領域への働きかけによる同性愛の脱病理化の達成は大きな出来事であった。20世紀半ば以降、同性愛を精神的病理とする従前の考えに対して、実証的な研究によって疑問を投げかける研究が蓄積されていった。しかし、このような科学的知見は、一般社会はもちろん、心理学、精神医学の分野においても、従前の見解がそのまま有力な研究者の名で語られる状況が続いていた。これに対して、1970年5月にサンフランシスコで開かれたアメリカ精神医学会の年次集会のなかの論文報告のセッションにおいて、同性愛等の当事者や運動家は、精神医学専門家と対峙し、「嫌悪療法 aversion therapy」という、同性愛者に対して同性愛を治そうとする臨床的治療法についてその不当性を指摘して異議申し立てを行った。

当事者らによる働きかけの声をうけて、アメリカ精神医学会は、1973年5月、アメリカ精神医学会の集会で、「同性愛がアメリカ精神医学会の公式用語に含まれるべきかどうか」をテーマとする特別パネルディスカッションを企画した。同性愛等の当事者らは、病理と治療という抑圧的な医療モデルを強く批判する戦略を取った。そのなかで、同性愛者に押し付けられた「病気」という名称を取り除くように主張して、4年間にわたる激しい論争と対話ののちに、1973年、アメリカ精神医学会は、投票により同性愛を精神疾患の診断マニュアル（DSM）から削除することを決定した。その代り、同性愛者のなかで自身のセクシュアリティを不幸であると思っている人を指す「性的指向障害 sexual orientation disturbance」が含まれることになったのである。

前に、1980年に「性同一性障害」が疾病カテゴリーとしてDSM第3版に含まれることになったと述べた。しかし、その後の世界的な方向性としては、「性同一性障害」も脱病理化の道を進んでいる。もちろん、性的指向である同性愛とは異なり、トランスジェンダーにかかわる性同一性障害は、医

療的治療を必要とする場面も存在する。同性愛のような脱病理化をすることが不可能であるが、「性同一性障害」が含む意味内容は時代の移り変わりにより変化してきている。2013年のDSM第5版では、「性同一性障害」のカテゴリーは、精神疾患としてはみなされているものの「障害」という言葉が削除され、「違和 dysphoria」という用語を伴う形態の「性別違和 Gender Dysphoria」に変更された。性に関して詳しい精神科医の針間克己によれば、「脱病理化」は達成されていないが、疾患名から disorder という用語がはずされ、病理性が薄まったということを認めている。[針間, 2019: 56]

さらに、こうした性同一性障害の脱病理化の流れは、WHOによる「国際疾病分類」第11版における「性別不合 Gender Incongruence」への変更によって確実なものとなっている。これについては2018年に決定がなされてはいるが、実際の施行は2022年1月からである。第10版までは、性同一性障害は、「精神および行動の障害 (disorder)」として分類されていたが、第11版からは「性の健康に関連する状態 (condition)」に分類されることになった。これは disorder ではなく、condition への分類となり、また、その診断基準もDSM第5版の「性別違和」に比較すると、身体の性別違和感の強いものに限定され、その目的が身体治療へのアクセスに重点化しているということが特徴である。[針間, 2019:56-57] したがって、世界的な基準としては、性同一性障害の脱病理化がより進んでいると判断できる。

IV 国際的な人権の流れ

アメリカの政治学者、ジェレミア・J・ギャレットソン Jeremiah J. Garrettsonによれば、たとえばアメリカ合衆国内で、同性愛者の権利が政治的要求の対象となってきたのは、1970年代であったという。大都市を中心に同性愛者が集住する地区が形成されはじめ、アイデンティティをもとにしたコミュニティが出現したことによって、権利要求が始まることとなった。もちろん、そのような動きは、それ以前のアフリカ系アメリカ人による公民権運動や女性解放運動による触発もあった。そうした権利運動に拍車をかけたのが、1970年代後半から1980年代前半にかけて同性愛の権利組織である「ヒューマンライツ・キャンペーン Human Rights Campaign: HRC」や「ナショナル・ゲイ・アンド・レズビアン・タスクフォース National Gay and Lesbian Task Force: NGLTF」が創設されたことである。しかし、折しも80年代からエイズの問題が深刻化し、これらの団体も大きな影響を被った

ために、実質的に取り組みを行ったのは、1992年になってからのことだった。ここでの特徴は、それまでの活動団体が地域に根差しローカルな取り組みを行っていたところを、全国的な規模での取り組みを始めたことである。これらの組織は、1970年代以降、可視化してきた多くの同性愛者やそのコミュニティを背景に、1992年に行われたビル・クリントン大統領候補 (Bill Clinton 1946-) の選挙戦においてプレゼンスを示したのである。クリントン大統領に対して、軍隊での同性愛者排除の撤廃をるように求めた。クリントンは、同性愛者禁止政策の撤廃に言及していたが、結局そのときのクリントン政権では、軍隊では同性愛者であるかどうかを「(性的指向を) 訊いてはいけない、話してもいけない Don't Ask, Don't Tell」という政策となり、この「玉虫色」の対応に同性愛者たちは落胆した。(このような処遇は、オバマ大統領のときに終了し、今では同性愛者の入隊が認められている。) さらに、1993年のブランドン・ティーナというトランスジェンダー男性に対する殺害や1998年のマシュー・シェパードというゲイ男性に対する殺害の後、クリントンは同性愛嫌悪によるレズビアンやゲイに対する暴力をヘイト・クライム法案に盛り込もうとしたが、議会で否決された。クリントン政権時代には、このように、性的マイノリティにかかわる権利やその制定については、失敗であったものの、メディアの注目などをとおして、社会には徐々に関心を広げていったのだった。[Garretson, 2018:96-121]

国際連合でLGBTすなわち性的マイノリティが人権享有の主体として確認されたのは、2011年であった。国連人権理事会は、LGBTすなわち性的マイノリティを人権享有主体として確認する決議を採択した (決議 17/19)。この決議では、「性的指向と性自認 Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI」の問題として位置づけられた。[谷口 2019:186] この「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字を並べた用語: 性的指向と性自認)」とは、いわゆる性的マイノリティという少数派の権利のみを指示するのではなく、異性愛/シスジェンダー (生まれたときの性別/戸籍上の性別が性自認と一致している人) をも射程に入れた考え方であり、すべての人権享有主体に関わる事項であるという認識をもつ用語として広まったのである²⁾。

これに先立つ2006年に採択された「ジョグジャカルタ原則 (SOGIに関する国際人権法の適用に関する原則)」は、市民社会の側が作成した29の原則からなり、SOGIに基づく差別がないように権利が享有されるべきことを謳っている。谷口によれば、ジョグジャカルタ原則には二つの特徴があるという。ひとつは、採択過程から導きだされる権威性である。この原則の起草および採択には、人権専門家や元国連高官が積極的に関与しているという

ことにより、単に市民社会が作成した文書というだけではないという性質がそなわっている。もう一つの特徴は、規範的正統性にあるという。SOGIをめぐる問題については、2000年以降にすでに多くの国家の報告制度のなかでも取り上げられるようになっており、2010年以降は条約機関の一般的意見や一般的勧告でも積極的に取り上げられるようになってきた経緯がある。ジョグジャカルタ原則は、このような実行に裏付けられている文書といえよう。

V 性的マイノリティが直面する諸問題

前節までに見てきたように、日本における性的マイノリティの人権をめぐる状況は、1990年代以降現在に至るまで、性的指向や性自認を多様化してきており、そうした状況に対しては、人権的な側面ではある程度整備されてきているとも考えられる。しかしながら、社会が性的マイノリティに対してもつ意識の側面では、差別や偏見がない状況を作り出せているといえるだろうか。

本節では、筆者が研究代表者を務めた科学研究費による共同研究の調査結果に触れながら、性的マイノリティに対する社会意識がどのようなものかを考えていくことにしたい。

この調査は、「性的マイノリティについての意識調査—2015年全国調査」として2015年に実施されたものである。調査実施期間は、2015年3月で、調査地域は全国130地点であり、対象年齢および性別は、20歳から79歳までの（戸籍上の）男女である。サンプルの抽出方法は、住民基本台帳による層化二段無作為抽出法で、調査方法は訪問留置き訪問回収法を採用した。調査票の配布数は、2600票で、回収数は1259票であった。したがって、回収率は48.4%である。

1 「いないもの（不在）」とされてしまう状況

性的マイノリティが直面する問題として、多数派ではない性的指向や性自認は、そのことを表明しない限りはほとんどの場合可視的にはならない。したがって、カミングアウトをしなければ、周囲の人はその存在を認識することができないことは多い。調査時点の2015年は、メディア等でもある程度「LGBT」という言葉で、性的マイノリティの存在については情報が流通し

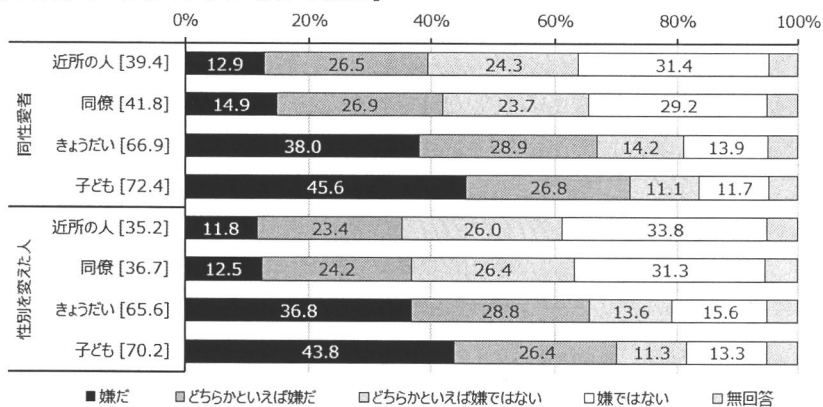
ていたとも考えられる。調査時点では、とくにテレビ番組等では、「オネエタレント」と言われる出演者が、バラエティ番組をはじめとする多くの番組に登場しつつあった時期である。

調査では、「回答者の周りに性的マイノリティがいるかどうか」を質問している。その回答としては、性的マイノリティが周りにいると回答した人は、全体の6.1%であり、周りにいないと回答した人は、52.1%であった。また、同性愛者と性別を変えた人（以下、トランスジェンダーという場合もある）で分けて結果を見てみると、同性愛者がいると答えている人は5.3%であるが、反面、性別を変えた人がいると回答した人は、1.8%とその割合はより低くなっている。[釜野他 2016:77]

この回答結果から見ると、全体的には、半数以上が性的マイノリティは周りにいないと考えており、いるとしている人はかなり少ない。また、性別を変えた人が周囲にいるとする人が、同性愛者に比べて極めて少なくなっているということが特徴的である。

2 家族における問題

図1【近所の人／職場の同僚／きょうだい／自分の子どもが「同性愛者」／「性別を変えた人」だった場合の反応】



[釜野他 2016:97]

図1は、周りの人が性的マイノリティだったら、どのように感じるかをきいた回答結果である。周囲の性的マイノリティを「近所の人」「同僚」「きょうだい」「子ども」に分けて、さらにその人が同性愛者かトランスジェンダー

かの別によって質問をした。同性愛者の場合には、「近所の人」「同僚」に対する否定的な態度は、「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を合わせても、それぞれ39.4%と41.8%であるが、同じく同性愛者について、「きょうだい」「子ども」についての回答における否定的な態度は、「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を合わせて、それぞれ66.9%と72.4%となる。

トランスジェンダーの場合には、「近所の人」「同僚」に対する否定的な態度は、「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を合わせても、それぞれ35.2%と36.7%であるが、同じくトランスジェンダーについて、「きょうだい」「子ども」についての回答における否定的な態度は、「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を合わせて、それぞれ65.6%と70.2%となる。

この調査結果からわかるのは、周囲にいる性的マイノリティといっても「近所の人」「同僚」と「きょうだい」「子ども」では、抵抗感や否定的な態度において、かなり意識が異なっていることである。「きょうだい」や「子ども」が性的マイノリティである場合に、かなりの抵抗感を示す結果になっており、これはその人が同性愛であるかトランスジェンダーであるかではそれほど違いが出ない傾向であるが、性的マイノリティにとっては、親密な存在であるはずの家族からより多くの抵抗を示される事実があるのだ。

3 教育・学校における問題

図2 【同性愛／両性愛／体の性別を変えたいと望む人について義務教育で教えることの賛否（子どもの有無別）】

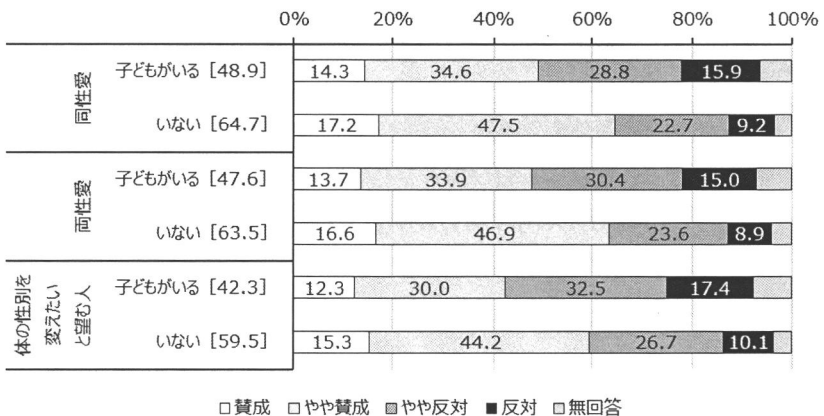
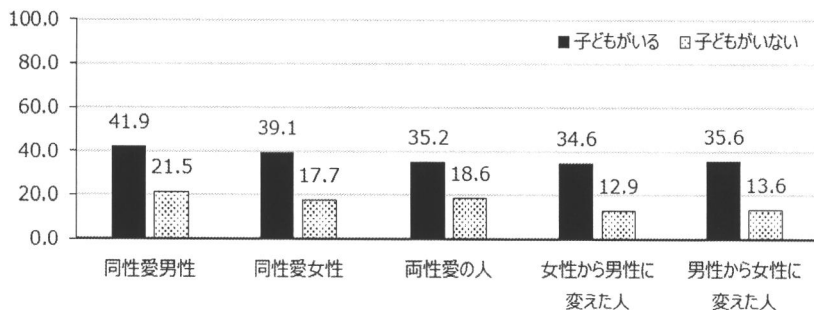


図2は、小学校において「同性愛」「両性」「性別を変えたいと望む人」の内容を教えることについて、どう思うかを質問した回答結果である。ここでは、回答者を「子どもがいる」人と「子どもがいない」人に分けて示している。それぞれの質問項目について、「反対」「やや反対」を足した割合をみると、「子どもがいる」人は、「子どもがいない」人に比較すると、教えることに対してより否定的な態度を示していることがわかる。「子どもがいる」人については、同性愛について教えることに対しては44.7%が、両性愛に対しては45.4%が、体の性別を変えたいと望む人について教えることに対しては49.9%が否定的な意識をもっていることがわかる。

また、性的マイノリティが小学校の教員になることについてどのように思うかの質問もきいている。この質問に対する回答は、性的マイノリティに小学校の教員になってほしくないと回答した人は、全体の51.4%であり、なってほしくない教員はいないと回答した人は41.5%であった。この調査では、なってほしくないという回答者の割合が上回っており、それは約半数に上ることがわかった。

図3 【同性愛男性・女性/両性愛の人/性別を変えた人に小学校の教員になってほしくない割合（子どもの有無別）】



[釜野他 2016:198]

図3は、小学校の教員になってほしくない性的マイノリティがいると回答した人の結果を、性的マイノリティの教員の性的指向・性自認の別で示し、さらに回答者の属性を「子どもがいる」人と「子どもがいない」人で分けて示したものである。これを見ると小学校教員になってほしくない性的マイノリティとしては、「子どもがいる」人では、同性愛男性がもっとも割合が高く、同性愛女性、トランスジェンダー女性、両性愛者、トランスジェンダー男性

の順にその割合は低くなっていく。「子どもがいない」人では、やはりもっとも高い割合を示すのは、同性愛男性であるが、その次に両性愛者、同性愛女性、トランスジェンダー女性、トランスジェンダー男性となっている。

そして、教える内容に関する調査結果と同様に、ここでも「子どもがいる」人は、「子どもがいない」人と比べると、抵抗感を示す人の割合がより高いことがわかった。

4 性的マイノリティの孤立

先に述べたように、性的マイノリティは不可視な存在であり続けており、周囲にいないものとされ、また近い関係性である家族から抵抗感を強く示される傾向にあることから、さまざまな問題が生起する。そのひとつであり、また深刻な問題が「孤立」である。カミングアウトしない限りは、自分の性的指向や性自認には他者には見えないし、承認されることはない。そして、問題が生じたときにも、相談できる人や対応機関はどこにでもあるわけではない。

アメリカの同性愛者の教育に尽力したエメリー・ヘトリック（精神分析医）とダミアン・マーティン（教育学者）は、同性愛者の孤立を3つの種類に分類した。その3つとは、「感情的孤立」「社会的孤立」「認識的孤立」である。[風間他, 2018:157]

「感情的孤立」とは、社会のあらゆるネットワーク、とりわけ家族から愛情と感情の面で切り離されていると感じることによって生じる孤立状態である。自らを性的マイノリティであると表現することが難しいことから、親密な関係にあるような人たち、すなわち家族のメンバーや友人たちと感情的に切り離されている（と感じる）ことを意味している。そもそも、家族それ自体のほとんどが、異性愛家族であり、規範的なジェンダーやセクシュアリティを維持するユニットとなっている。そうしたなかに生まれる性的マイノリティの子どもは、自分のジェンダーやセクシュアリティを打ち明けた場合には、どのような反応が返ってくるかわからないし、受容されると考えることも、さらにカミングアウトすることも難しいのである。もちろん、性的マイノリティがこのように考えるのは、家族ではない友人であってもそれが親しい人であれば同様である。このように自分のジェンダーやセクシュアリティを家族や友人には言えないことによって、本人は秘密を隠しているという罪悪感をもったり、つねに引け目を感じることで、家族間や友人間でのコミュニケーションが不足したり、うまくできないということにもなってしまう。

「社会的孤立」とは、性的マイノリティのジェンダーやセクシュアリティ自体が社会の中で否定的に捉えられていることで、性的マイノリティの当事者どうしがネットワークを築くことが難しく、したがって、そうした人たちどうしが出会うことができる場を見つけることも困難になるということである。社会のなかには性的マイノリティを恐怖・嫌悪したり、忌避したりするような、いわゆる同性愛嫌悪（ホモフォビア）やトランス嫌悪（トランスフォビア）が依然として存在しているために、性的マイノリティどうしが出会ったり、交流したり、つながったりすることがしにくい状況がある。家族や友人たちから切り離されている性的マイノリティにとって、自分と同じ性的マイノリティに出会いたいという思いを当然もつようになるのだが、こうした思いは社会における同性愛嫌悪やトランス嫌悪によって妨げられているのだ。さらに、このような社会における同性愛嫌悪やトランス嫌悪は、じつは当事者たちの自己嫌悪をもたらしたり、自己肯定感を低下させたりもする。つまり、自己受容をも妨げることも多いのである。こうしたなかでは、当事者は、たとえ同じような性的マイノリティに出会える環境があったとしても、すぐに会おうとすることは少ないだろう。自己受容の難しさからかえて同じような性的マイノリティに出会うことを避けようとすることもある。また、出会う機会をもてたときにも、知り合った相手に自分のジェンダーやセクシュアリティに関する情報や他の個人情報がいつどのような形で暴露され、世間に流通してしまうかわからないというリスクがあるために、互いに自分に関する情報を相手に隠すことなく伝えることはほとんどないのである。

「認識的孤立」とは、性的マイノリティが性的マイノリティに関する情報にアクセスしにくい状況から生じる孤立感である。これについては、情報の流通にかかわることであり、メディアの発達や変化により大きく影響を受ける可能性もある。実際に、2000年代以降、インターネットの広がりやSNSなどの普及により、性的マイノリティの情報流通に関しては、量的には急激に増加したとってよい。このような意味で言えば、情報量は圧倒的に増加し、情報ツールの種類も多様化した。インターネットやSNS等のメディアがなかったころの性的マイノリティは、書籍、映画、テレビやラジオの番組、雑誌や新聞などの報道から情報を得ていたが、こうした媒体での情報量は時代的な制約やジェンダーやセクシュアリティへの関心の度合いの少なさによって必然的に限界があった。しかし、インターネットやSNS等の新たな情報ツールの出現や、さらに社会や時代の状況の変化により、性的マイノリティに関する情報入手は、世界的な情報も含めて、格段に容易になった。このような状況が一元的に良いわけではなく、新たな問題も出現した。それは

情報の質や正確さ、さらに情報における「偏見」の問題である。新たな情報テクノロジーは、若年層から広まる傾向にあるが、その意味では、これまで性的マイノリティに関する情報にアクセスできなかった若年層の当事者は、以前よりも容易に情報を入手することができるようになったといえる。しかし、他方で、インターネットやSNS情報のなかには、もちろん誤情報や差別的で偏見に満ちた情報も多く存在している。その意味では、情報へのアクセスの容易さだけでは解決できない問題も浮上している。遠藤まめたによると、「LGBTは地方では生きていけない」「ホルモン療法をするとトランスジェンダーは早死にする」「性別適合手術を受けたいなら、早くしないと幸せになれない」「トランスジェンダーは正社員にはなれない」「ゲイの世界ではセックスはあいさつがわりのようなもの」「男同士、女同士の性的な行為ならセクハラやレイプにならない」「同性カップルは長続きしない」などの不正確な情報や誤情報がネット上には存在するという。[遠藤,2016:73]

VI 結びにかえて

精神疾患のカテゴリーを規定するDSMでは、1980年に同性愛は疾患カテゴリーから削除されていた。アメリカでは、1974年にすでに精神神経学会が同性愛を精神疾患とみなすことをやめている。同性同士の性行為を処罰する法律がこれまでほぼ存在しなかった日本でも、同性愛には偏見のまなざしが向けられ、同性愛者が差別されていた。それだからこそ、1990年代にアカーによる府中青年の家同性愛者差別事件の裁判が闘われることになった。この裁判は日本ではじめて同性愛者の人権をめぐって争われたものであり、最終的に行政職にある者は、性的マイノリティに対して無知であってはならず、むしろ配慮すべき対象であることを判決で規定した。

さらに、2000年代に入ると、ジェンダーやセクシュアリティは人権課題とみなされ、性の多様性に関する言説の世界的な拡がりも後押しし、人びとの意識や性的マイノリティの生活に対してある程度はポジティブな変化がもたらされたともいえる。

しかしながら、実際に性的マイノリティに対する社会意識や、性的マイノリティの生活環境自体がそれほど向上しているとはいえない。性的マイノリティに対する社会意識を見てみると、家族内における性的マイノリティの存在に対しては、人びとはかなりの程度で抵抗感を抱いていることがわかる。こうした社会意識は、性的マイノリティの孤立感をより深めることにつなが

り、それにより当事者の自己否定や自己嫌悪を強化する可能性もある。そして、このことは、近くにいるはずの性的マイノリティの存在を不可視なものにしてしまう。そして、家族へのカミングアウトの困難さは、この日本社会の性的マイノリティの共通の問題でもある。アカーの裁判は、公的な場所や領域でのカミングアウトに対して、すなわち可視化する性的マイノリティに対する公的な処遇における差別を戒めるものとなった。もちろん、それは差別に対する配慮や改善のための非常に大きく重要なきっかけであることは確かだが、人びとの意識に変更をもたらすまでに行っているとはいいたくない。2015年になっても、ある市の市議員は、ツイッターに「同性愛は異常」という書き込みをしたり、2018年には国会議員が「LGBTは生産性がない」という発言をして物議をかもしている。もちろん、公的な領域ではこうした発言が問題になる程度の「改善」が見られたと評価することもできるが、他方では社会や人びとの意識はそれほど容易には変化しないということの証でもあるだろう。

本稿を執筆している現在、世界では新型コロナ感染が拡大状況にあり、もちろん日本も例外ではなく、さまざまな問題が浮上している。そのなかの大きな問題のひとつは、「感染者差別」であり、思い込みや憶測による誹謗・中傷等の事例の多発である。「ステイホーム」という予防策は、家族や家庭を外部からやってくるウイルスという「他者」による感染から守ることを目的としている。「ステイホーム」は感染予防にとっては有効であるが、他方で、それは家族のなかに異質なものを入れないという思想に基づいてもいるようである。となると、そうした考え方は、異性愛家族における性的マイノリティの存在とも重なってくるようにも思えるのだ。性的マイノリティのほとんどは、自分が異性愛家族のなかにいる、他の家族メンバーとは「異質な存在」であることにより悩み、苦しんできた。エイズの時代、少なくともゲイ男性は、HIV／エイズと結びつけられることにより、現実的なHIV感染だけでなく、異性愛とは異なる「異質な」セクシュアリティを感染させるものとしてみなされ、家族からも追い出されるなどの排除を受けてきた。そうした排除に対応するために、ゲイ同士のパートナーシップ関係の制度化が模索され、現在、世界では同性婚や同性パートナーシップが制度化されている。また、親密な関係を続けていくために、「セィファーセックス」という実践も「発明」された。性的マイノリティは、「解放」や「人権」の取り組みの歴史においてはレイトカマーである。人権の取り組み等においては、「部落差別問題」「障がい者差別問題」「女性差別問題」「在日韓国・朝鮮人差別問題」「外国人差別問題」等の取り組みや施策から多くを学んできた。そして、差別の共通の

構造も見出そうとしてきた。今後、新型コロナにより、排除や差別の構造がいっそう強化されていくかもしれない社会において、差別やその廃絶にかかわる知を、さまざまな分野の人たちが共有・活用していく必要性があるのではないだろうか。

[本稿は、2019年9月19日に福山市人権交流センターで開催された「部落解放・人権政策の確立を求める第50回広島県民集会」において報告した講演内容をもとに再構成したものである。]

注

- 1) 日本でも、「性の多様性」という考え方が広まった要因は複合的であるが、たとえば大手 SNS メディアのひとつである Facebook アメリカ版の性別欄は 58 種類の記載があるという 2014 年の報道などもその一つであったと言えよう。
- 2) 「SOGI」という言葉は、日本においてしばしば使用される「LGBT」という言葉と互換可能なものとして使われることもあるが、本来 SOGI の場合には、Sexual Orientation and Gender Identity、すなわち性的指向と性自認という、性に関わるカテゴリー項目を表し、「LGBT」は性的マイノリティのアイデンティティを表す言葉とは異なっている。また、「LGBT」というすべてのアイデンティティを同時に持っている人も「いない」とされるので厳密には「LGBT」を一人の人を指すときには使用することはない。また「SOGI」は、性的マイノリティ／マジョリティに関わらず、そのカテゴリーを示す概念であるので、一般的に人を指す場合には用いない。

文献

Dale, S.P.F. 2012 An Introduction to X-Jendā: Examining a New Gender Identity in Japan. *Intersections: Gender and Sexuality in Asia and the Pacific*. Issue 31, December 2012 (<http://intersections.anu.edu.au/issue31/dale.htm> 最終アクセス 2020年7月20日).

Decker, Julie Sondra 2015 *The Invisible Orientation: An Introduction to Asexuality*. Skyhorse. (= 2019 上田勢子訳 『見えない性的指向 アセクシュアルのすべて一誰にも性的魅力を感じない私たちについて』 明石書店).

遠藤まめた 2016 『先生と親のための LGBT ガイドーもしあなたがカミングアウトされたなら』 合同出版.

Garretson, Jeremiah J. 2018 *The Path to Gay Rights: How Activism and Coming Out Changed Public Opinion*. New York University Press.

針間克己 2019『性別違和・性別不合へー性同一性障害から何が変わったか』 緑風出版.

掛札悠子 1992『「レズビアン」である、ということ』 河出書房新社.

釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也 2016『性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（研究代表者 広島修道大学 河口和也）編。

風間孝・河口和也・守如子・赤枝香奈子 2018『教養のためのセクシュアリティ・スタディーズ』法律文化社。

伏見憲明 1991『プライベート・ゲイ・ライフ』学陽書房。

Label X（編著）2016『Xジェンダーって何？—日本における多様な性のあり方』緑風出版。

谷口洋幸 2019「LGBTと人権—世界人権宣言70周年を迎えて」谷口洋幸（編著）『LGBTをめぐる法と社会』日本加除出版株式会社 pp.186-213。

（かわぐち・かずや 広島修道大学）